

第1章

豊島区都市づくりビジョンの改定にあたって

第1 改定の背景・目的

豊島区（以下、「区」という）では、平成27（2015）年3月に都市づくりの総合的な指針である「豊島区都市づくりビジョン」（以下、「都市づくりビジョン」という）を策定し、この先20年の都市づくりの方針を示しました。

その後、東京都において、平成29（2017）年9月「都市づくりのグランドデザイン」、令和3（2021）年3月「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」がそれぞれ策定されたことを受け、令和3（2021）年4月に都市づくりビジョンを改定し、掲げた都市づくりの基本理念や目標、それを実現するための都市整備方針に基づき都市づくりに取り組んできました。

また、平成27（2015）年7月には池袋駅周辺地域が特定都市再生緊急整備地域の指定を受けたことを契機として、まちづくりに関わるガイドラインや景観・基盤・交通など各分野別の計画を打ち立て、民間開発と連動して都市再生を推進してきました。

そのような中、区では令和7（2025）年3月に区の最高指針である「豊島区基本構想」と最上位計画である「豊島区基本計画」を新たに策定し、あらためて「人が主役」のまちづくりをスタートさせ、都市づくりにおいては、将来像として「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」を掲げております。この実現を目指すとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の著しい進化、地震や豪雨、記録的な猛暑などの区民の生命を脅かす自然災害のリスクの増加など、都市づくりを取り巻く環境の変化にも的確に対応するため、策定から10年が経ち、目標年次までおよそ10年となるこの地点で都市づくりビジョンの見直しを行い、今後の10年の方向性を示します。



第2 位置づけと役割

1 位置づけ

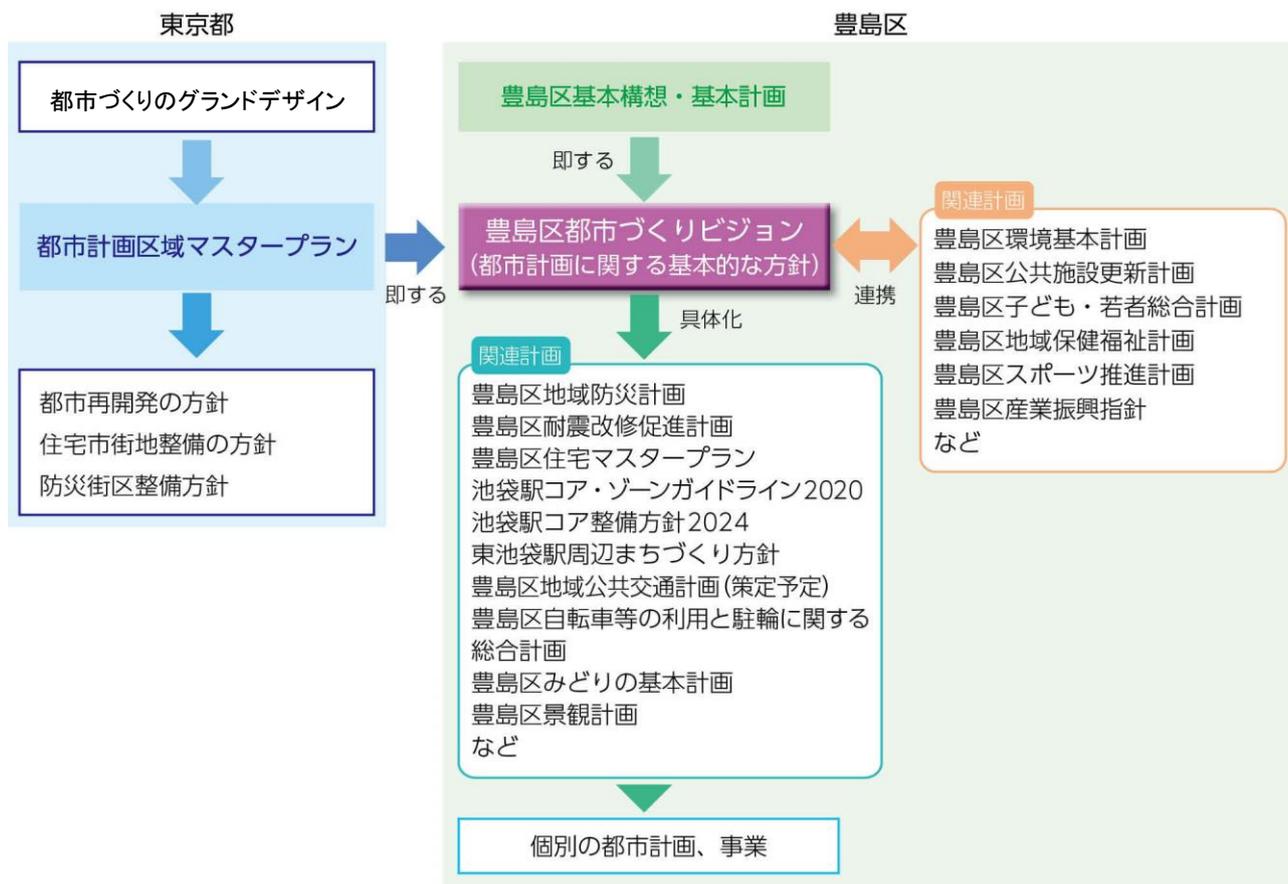
都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に位置づけられた区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」です。

区の基本構想及び東京都の都市計画区域マスタープラン¹に即して策定する都市整備の基本となる方針ですが、都市空間で展開される様々なソフト施策と密接不可分に取り組みなければ効果的な都市づくりは展開できないため、ハード整備と密接に関わるソフト施策を織り込んだ都市づくりの総合的な指針とします。

2 役割

- 都市づくりの基本理念と目標、それを実現するための都市整備方針を示します。
- 多様な主体と都市づくりの方向性を共有し、国や東京都、隣接区などとの連携を推進します。
- 区による都市計画決定やまちづくり事業を実施するにあたっての判断根拠となります。
- 都市整備と密接に関わるソフト施策と連携した都市政策の推進を担います。

図表1 都市づくりビジョンの位置づけと役割



¹ 都市計画区域マスタープラン：都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全を目的に都道府県が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針

第3 広域と地域からの視点による構成

豊島区全体の視点に立った都市づくりの基本方針を示す「全体構想」と、生活に身近な地域のまちづくり方針を示す「地域別構想」の二つの視点を中心に構成します。

全体構想では、豊島区の現状と特性、国や東京都の都市づくり動向などを踏まえ、基本理念や目標など都市づくりの骨格となる事項とともに、区全体に関わる方針を示します。特に、「第5章 東京の魅力を担う池袋駅周辺地域の再生方針」は、東京全体及び国際的な視点を強化した内容を加えています。

一方で、地域別構想では、全体構想の都市づくり方針を踏まえつつ、地域特性に応じたまちづくりを展開していくための地域像やまちづくり方針を示します。

また、全体構想及び地域別構想を実現していくための仕組みや体制などは、「第7章 都市づくりビジョンの実現に向けて」において示します。

図表2 都市づくりビジョン（都市計画に関する基本的な方針）の構成



第4 目標年次

長期的視点に立ち、将来を見据えた都市づくりを展開していく重要性を踏まえ、概ね10年先の令和17（2035）年を都市づくりビジョンの目標年次とします。

なお、社会経済情勢や都市づくりの動向が大きく変化した場合には、必要に応じて見直していきます。

図表3 都市づくりビジョンの目標年次



2 木密地域不燃化10年プロジェクト：東京都は平成24（2012）年に実施方針を策定し、「防災都市づくり推進計画」の中で整備地域に位置づけられた地域において、令和2（2020）年を目標に重点的・集中的に市街地の整備改善を進める取り組み